

公示番号：170787

国名：カンボジア

担当部署：地球環境部・水資源グループ・水資源第一チーム

案件名：水道行政管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析／組織運営）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析／組織運営
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年11月下旬から2018年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 1M/M、合計 1.85M/M
- (3) 業務日数：準備期間 6日、第一次現地調査期間 16日、国内解析期間 5日、第二次現地調査期間 14日、帰国後整理期間6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年11月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 11 月 15 日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等： (20点)
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等： (80点)
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	評価分析あるいは組織運営に係る各種業務
対象国／類似地域	カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

特になし。但し、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業を含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

カンボジアにおける都市給水は過去数十年の間に飛躍的な改善を遂げてきた。しかしながら、全国都市部での安全な水へのアクセスは依然として 55%(2015 年)に留まっている¹。また、小規模な都市や地方の新興都市では急速に都市化が進んでいるが、それら地域に対して水供給体制が追い付いていないのが現状である。

このような状況に対して、日本を含む各ドナーはカンボジアの水道インフラ整備及び技術協力の支援を長年継続してきた。特に、我が国はプノンペンの成功事例を地方都市の公営水道事業体（水道公社、公営水道局）へ展開する方針のもと、バタンバン、カンポット、コンポンチャム、コンポントム、プルサット、スバイリエン、シハヌークビル、シェムリアップの合計 8 州都の公営水道事業体において、上水道施設の運転・維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ 2」を 2007 年 5 月から 2012 年 3 月まで実施した。

同プロジェクトの成果によって、職員の技術的能力は向上したが、更なる発展を目指すためには、財務状況の的確な把握と健全化、組織や人材育成に必要な施策の導入、中長期的な経営計画の策定といった水道事業の経営全般に関する能力向上の必要性が強く認識されるようになった。そのため、2010 年 11 月から 2018 年 6 月までの 5 年 8 か月² 予定で、水道事業体の将来的な公社化を念頭に、安定した水道事業経営を実現するための能力向上を目指す、技術協力プロジェクト「水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ 3」を実施中である。なお、同プロジェクトは、工業・手工芸省（MIH）及びフェーズ 2 と同様の対象 8 州をカウンターパート（C/P）機関としている。

しかしながら、全国の水道行政と公社化されていない公営水道局による水道サービスを担う MIH の水道部は 20 人程度の組織で、体制及び能力強化が課題となっていた。また、15 ある公営水道事業体以外は民間企業が水道事業を行っており、民営水道の規制・監督も喫緊の課題ではあるものの、水道部の体制では対応できていなかった。かかる状況から、水道部の体制を強化すべく、2016 年 6 月の首相承認により、2016 年 11 月に水道部が水道総局に格上げされた。現在、MIH は水道総局を 100 人体制とすることを目指して、職員採用を行っている（2017 年 6 月現在 40 人が雇用済）。しかしながら、新規雇用された職員は必ずしも水道分野の知

¹ Progress on Drinking water, Sanitation and Hygiene, 2017 (UNICEF/WHO)

² 2017 年 6 月に実施した終了時評価の結果、経理・会計ソフトのインストール等の遅れにより、プロジェクト期間を当初の 5 年間より延長することとなった。

識があるわけではなく、水道総局の体制強化が必要とされている。

かかる経緯からカンボジア政府は我が国に対し、C/P となる水道総局の能力強化を目的とした技術協力プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）を要請したため、計画達成に係る課題及び必要な能力を分析し、これらの結果を踏まえた詳細計画を策定することが本調査の目的である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査及び分析を行う。調査及び分析にあたっては、「途上国の都市水道セクターおよび水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブック」及び「水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究」を参照すること。

本詳細計画策定調査は現地調査期間を2回に分け、コンサルタントのみによる第一次現地調査では要請内容に係る現状、水道総局の組織体制等を調査する。その後、国内解析期間における本プロジェクトの詳細計画検討を経て、第二次現地調査では詳細計画策定に向けて先方政府と協議し、合意文書の署名取り付け及び事前評価を行うこととする。

具体的な担当事項は以下を想定する。

(1) 国内準備期間（2017年11月下旬～12月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ② 他ドナー（世界銀行、フランス開発庁（AFD）等）による関連プロジェクトに係る資料・情報の収集・分析を行う。
- ③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ④ 現地で収集すべき情報を検討する。
- ⑤ 関係機関（プノンペン市水道公社、カンボジア民間水道事業者協会等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥ 主に担当分野に係る本プロジェクトの構想に関して検討し、JICAによる対処方針案の作成に協力する。
- ⑦ 調査団打ち合わせ、対処方針会議などに参加する。

(2) 第一次現地調査期間（2017年12月上旬～12月下旬）

本プロジェクトの詳細計画を検討するため、要請内容の詳細を確認するとともに、水道総局に係る現状調査及び課題分析を行う。その上で、本プロジェクトの成果、活動、投入等について検討する。想定される主な活動は以下の通り。

- ① JICA カンボジア事務所、現在 MIH を対象に実施中「水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3」の専門家等との打合せを行う。
- ② 担当分野に関し、水道総局からの要請の内容、活動内容の優先順位、背景情報、先方が考えている本プロジェクトの必要性、成果、活動、実施体制等の詳細を確認する。
- ③ 担当分野に係る以下の項目について、関係機関からのヒアリング及び現地視察を通じて、現状の把握、水道総局の組織及び職員的能力（キャパシティ）

の把握、課題の抽出、今後必要な能力の分析を行う。

- ア) 組織概要（組織図、部局ごとの人員数、技術系・事務系等の職員構成等）及び職員の雇用状況
 - イ) 水道総局の現在の業務内容、今後必要とされる業務内容
 - ウ) 水道総局の業務に関連する計画（セクター開発計画等の上位計画、年間事業計画、アクションプラン等）
 - エ) 水道総局が将来果たすべき役割、水道総局の職員に求められる能力、それらを達成するための能力強化のプロセス、今後整備が必要な規制、基準、ガイドライン等に関する MIH 幹部の考え
 - オ) 現在 MIH が進めている水道法策定状況の確認、国会承認までのプロセス及び MIH が今後承認までに対応すべき事項
 - カ) 水道総局の業務内容に関連する既存の法律、規則、基準、ガイドライン等
 - キ) 水道総局における意思決定メカニズム、水道総局の決定権限等
 - ク) 水道総局の予算、使途、予算要求や予算決定のプロセス
 - ケ) 地方公営水道事業体に対する予算配賦（地方の公営水道事業体への予算配賦メカニズム、予算編成や予算決定のプロセス、施設の運転・維持管理に係る予算配賦状況及び予算配賦計画）
 - コ) 水道総局における組織体制整備状況（職務記述書の作成・運用状況、就業規則の運用状況、人事制度、資格制度の構築）
 - サ) 水道総局における人材育成の状況（人材育成計画の整備・運用状況、研修計画、研修内容、カリキュラム等）
 - シ) 水道総局の職員のキャパシティに関する情報（バックグラウンド、専門性、経験年数等）
 - ス) 民営水道の状況、水道総局における規制監督状況、ライセンス発給状況、民営水道に関するデータの収集状況、技術面や資金調達面での支援の実施状況、及び民営水道に関する関連法令
 - セ) MIH が所掌する地方公営水道事業体の状況、水道総局による監督・指導の状況、データの収集状況、及び今後の能力強化のニーズ
 - ソ) MIH が所掌する地方公営水道事業体の経営計画（財務状況、予算・決算、財務改善への取り組み状況、資金調達の実施状況、財務改善計画）、資産管理の状況
 - タ) 水道総局と地方公営水道事業体の関係、水道総局に求められる役割
 - チ) 担当分野に係る ADB、他ドナー、NGO 等による上記以外の関連プロジェクトの進捗状況、今後の計画、及び支援動向
 - ツ) その他、組織運営に係る本プロジェクトのスコープの検討に必要な情報
- ④ カウンターパート（C/P）機関に対して、PDM（Project Design Matrix）の構成（項目の関連性やモニタリング指標など）を説明する。
- ⑤ 上記調査結果を踏まえて水道総局の組織運営に係る課題を分析するとともに、本プロジェクトで実施すべき活動を検討する。
- ⑥ 第一次現地調査期間中は、1 週間ごとに調査の進捗状況、把握した内容の要点、面談議事録等をメールで JICA に報告する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA カンボジア事務所などに報告する。

(3) 国内解析期間 (2017年12月下旬～2018年1月上旬)

- ① 担当分野に係る現状と課題の分析について、JICA に対し調査結果を報告する。
- ② 第一次現地調査から継続して、水道総局による組織運営に係る収集資料の整理及び課題の分析を行い、本プロジェクトの協力内容について、担当分野に係る専門的な観点から提案を検討し、第一次現地調査結果の報告をとりまとめる。
- ③ 第一次現地調査結果を踏まえて、PDM (案)、PO (Plan of Operation) (案)、R/D (Record of Discussion) (案)、M/M (Minutes of Meeting) (案) 及び対処方針案の作成に協力する。
- ④ 「リスク管理チェックシート」(JICA より提供) を参考にしつつ、本プロジェクトの実施にあたり想定されるリスク要因を担当分野について分析する。
- ⑤ 第二次現地調査で行う PDM に係る協議及び本プロジェクトの投入計画等の作成に向けて、第一次現地調査に追加すべき調査項目をリストアップし、調査計画を検討する。
- ⑥ ⑤に記載した調査に係る質問票 (案) (英文) を作成する。
- ⑦ 調査団打ち合わせ、対処方針会議などに参加する。

(4) 第二次現地調査期間 (2018年1月中月上旬～2月上旬)

本プロジェクトの詳細計画を策定するために必要な情報の調査及び分析を行い、PDM (案)、PO (案) 及び M/M (案) の見直しに協力する。想定される主な活動は以下の通り。

- ① JICA カンボジア事務所、「水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3」の専門家等との打合せに参加する。
- ② PDM に係る協議の準備及び評価5項目の観点から、必要な項目について調査・分析する。尚、必要に応じて、他調査団員が行う調査にも協力することとする。
- ③ 上記調査結果を踏まえて、主に担当分野に係る PDM (案)、PO (案)、R/D (案) (英文) 及び M/M (案) の見直しに協力する。
- ④ 評価5項目の観点から本プロジェクトの詳細計画を分析しフィードバックを行うとともに、事業事前評価表 (案) の作成に協力する。
- ⑤ 主に担当分野に係る現地調査報告書 (和文) の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA カンボジア事務所などに報告する。

(5) 帰国後整理期間 (2018年2月中旬～3月中旬)

- ① 帰国報告会に参加し、担当分野に係る現状と課題の分析について、調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る収集資料の整理及び分析を行う。
- ③ リスク管理チェックシート (案) を更新する。
- ④ 事業事前評価表 (案) の作成に協力する。担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下の通り。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
を参照願います。留意点は以下の通りです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄プノンペンを標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地調査日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年12月上旬から2週間程度（第一次現地調査）及び2018年1月上旬から2週間程度（第二次現地調査）を予定しています。第二次現地調査については、第一次現地調査期間及び国内解析期間の調査分析結果に基づき詳細を決定します。JICA及び厚生労働省、北九州市の調査団員は、第二次現地調査の後半の1週間程度の現地調査を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る第二次現地調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 水道行政（厚生労働省）
- エ) 水道事業経営（北九州市上下水道局）
- オ) 評価分析／組織運営（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAカンボジア事務所による便宜供与事項は以下の通りです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳傭上：現地調査にあたり、必要に応じてアレンジ
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じてアレンジ。なお、直営団員到着前の関係機関へのアレンジについて、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合あり。
- カ) 執務スペースの提供：なし

- (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料については、JICA 図書館のウェブサイトから入手ください。
- ・カンボジア国 水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3 詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248290.pdf>

- ・カンボジア国 水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3 中間レビュー調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12123691.pdf>

- ・水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究（和文及び英文サマリー）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031931.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031932.html>

・

- ② 以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームにて配布します。希望される方は、「参考資料の配布依頼（本業務名）」を件名とし、代表アドレス (gegwt@jica.go.jp) までご連絡ください。

- ・要請書

- ・カンボジア国 水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3 終了時評価調査報告書

- ・途上国の都市水道セクターおよび水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブック

- ③ また、以下の資料はJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業

務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以 上